

八王子市開発審査会の会議の公開等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市開発審査会（以下「審査会」という。）の会議の公開等に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開原則)

第2条 会議の公開原則は、別表のとおりとする。ただし、議長が会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されると認め、審査会がこれを決定した時は非公開とする。

(非公開の決定方法)

第3条 議長は、前条に該当すると認めるときは、会議にはかり、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(傍聴人の数)

第4条 傍聴人の数は、議長が審査会場の広さ等を考慮して定める。

(傍聴の受付)

第5条 傍聴の申出は、審査会の当日、審査会場入口で先着順に受け付ける。

2 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人名簿に所定の事項を記載しなければならない。

(傍聴席へ入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、刀剣その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第10条 議長が会議を非公開とすることを宣言したとき又は前条の規定により退場を命じたときは、傍聴人は、直ちに退場しなければならない。

(その他)

第11条 前各条のほか、傍聴人はすべて係員の指示に従わなければならない。

2 この要綱に定めのない事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

(1)一般案件（都市計画法第 34 条、第 43 条に係る審議）

| 法令 | 区分 | 公開・非公開の別 |
|---|--|----------|
| 都市計画法第 34 条第 14 号（含第 43 条、令第 36 条） | 提案基準 B 既存建築物の建替え等（自己用住宅以外の建築物） E 地区集会所等の準公益的施設 F 第二種特定工作物等に係る建築物 G 社寺・仏閣等 H 有料老人ホーム J 介護老人保健施設 K 学校 L 社会福祉施設 M 病院 N 特定流通業務施設 | 公開 |
| | 提案基準 A 既存権利の届出者等の自己用住宅 C 既存事業所等の従業員宿舎 D 収用対象事業の施行に伴う移転（市街化区域からの移転） I 市街化調整区域内の建築物の用途変更 | 非公開 |
| 以上の区分以外のもの及び以上の区分中、個人及び法人の非公開情報を含むものについては、別途会議に諮って決めることとする。 | | |

(2)審査請求（都市計画法第 50 条に係る審査請求）

| 区分 | 公開・非公開の別 |
|------------------------|----------|
| 審査請求に係る口頭審理 | 公開 |
| 口頭審理の事前及び事後の審理（裁決の評議等） | 非公開 |